

河川等に関する規制について

区域及び指定地	河川区域	河川保全区域	砂防指定地
目的	河川について洪水、高潮等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、河川の流水の正常な機能が維持されるように、河川区域内における一定の行為を規制することによって、公共用物である河川を保全し、適正に管理することを目的とする。	川岸又は河川管理施設を保存することを目的とする。	土砂の流出や山地荒廃の防止等、国土の保全を目的とする。
対象区域	<p>一級河川、二級河川又は準用河川の指定がされた区間に存在し、次の土地の区域をいう。</p> <p>①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂する等、河状を呈する土地(1号地)</p> <p>②河川管理施設(2号地)</p> <p>③堤外の土地(堤防から見て水の流れている側)で、①と一体的に管理する必要があるものとして河川管理者が指定した区域(3号地)</p>	河川管理者が河川区域の境界から50m以内の範囲で区域を指定。	国土交通大臣が必要な範囲を指定。
建築行為等を行う場合	要許可	要許可	要許可
許可権者	河川管理者	河川管理者	知事
行為の制限	強い	普通	普通
例：住宅W2Fを建築する場合	原則建築不可 (但し、河川法施行以前から建物が存在する場合は建築できる場合がある。)	技術基準次第で建築可能	技術基準次第で建築可能